

議案第42号

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

保険料率を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

葛飾区国民健康保険条例（昭和34年葛飾区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「100分の6.45」を「100分の6.86」に改め、同条第2号中「3万3,900円」を「3万5,400円」に改める。

第15条の8中「52万円」を「54万円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の1.98」を「100分の2.02」に改める。

第15条の16中「17万円」を「19万円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.76」を「100分の1.62」に、「100分の51」を「100分の49」に改め、同条第2号中「100分の49」を「100分の51」に改める。

第19条の2中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第1号ア中「2万3,730円」を「2万4,780円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同号ア中「1万6,950円」を「1万7,700円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改め、同号ア中「6,780円」を「7,080円」に改める。

第23条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改める。

第24条第2項第1号及び第24条の3第1項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第23条第2項第1号の改正規定並びに第24条第2項第1号及び第24条の3第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4及び第19条の2の規定は、平成28年度分の保険料から適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。